

### 第35回佐賀家庭裁判所委員会議事概要

#### 1 開催日時

令和3年12月3日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

#### 2 開催場所

佐賀地方裁判所3階会議室

#### 3 出席者等

##### (1) 委員（五十音順）

桂木正樹委員、木原久美子委員、草場栄美委員、桑原昇委員、古賀芳子委員、  
鈴木正紀委員、名和田陽子委員、原口哲哉委員

##### (2) 説明担当者

佐賀家庭裁判所 桂木正樹裁判官  
中谷小百合主任家庭裁判所調査官  
宮崎一浩主任書記官

##### (3) 事務担当者

佐賀家庭裁判所 北原正文事務局長  
佐賀家庭裁判所 林賢二総務課長

#### 4 議事

(1) 鈴木委員が委員の互選により委員長に選任された。

(2) 委員長代理に桂木委員が指名された。

(3) 前回の報告

総務課長が、前回（第34回）地方・家庭裁判所委員会（地家裁合同開催）  
において、テーマである「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等」につい  
て出された意見等に関する裁判所の対応状況を報告した。

(4) 本日のテーマを「家事調停について」とすることを確認した。

(5) 桂木正樹裁判官、中谷小百合主任家庭裁判所調査官及び宮崎一浩主任書記官  
が、家事調停運営の在り方について説明した。

(6) 意見交換

(□は委員長、○は学識経験者委員、●は法曹資格を有する委員、■は説明担当者)

- 家事調停運営の在り方について裁判所からご説明させていただきましたが、イメージをお持ちいただけましたでしょうか。
- 勤務先では、家庭に問題がある学生が増えてきており、調停とか審判のことを学生に教えられないかと思うことがあり、また、人権擁護委員として市役所等で相談を受けておりますので、家事調停について、今日はいろいろお伺いしたいと思っています。
- 法律を全く知らない人が、ある日裁判所に呼ばれて、話をすることがあると思いますが、今後、高齢化も進む中で、法律の知識がなく手続に不安を覚える方などに対して、裁判所としても目配りが必要になるのではないのでしょうか。
- 「家事調停」という言葉は聞いたことがありますが、改めてご説明を伺って進行の仕方が大変よく分かりました。裁判所データブックによると、審理期間が令和2年が7.2月、その前が4.2月となっており、昔に比べたら長くなっているように思います。
- 令和2年は、おそらくコロナの影響で調停期日が入らなかったことがあったために長くなったというのが原因かと思われます。全体的に、審理期間が長くなってきたというのは、おそらく、財産分与や遺産分割等比較的解決までに時間を要する事件が多く、長くなっているかと感じます。婚姻費用や、養育費の申立てについては、生活に直結する金銭に関する手続ということもあり、裁判所も、できるだけ早期に解決しようと思っており、いわゆるファストトラック、早期解決に向けた運用も検討しているところです。
- ファストトラックとは、事件類型にもよりますが、例えば3回とか4回とか回数を決めて、なるべくその回数で調停成立あるいは不成立の最終的な見極め

ができるように意識して手続を進行させて行こうという考え方ですが、実際には、当事者間の紛争の根深さや相手方に対する不信感の強さ等によっては、その払拭のために時間を要することがあります。裁判所や相手方の弁護士と話す時は理性的に対応される当事者も、どうしても相手方本人の話を聞くとそれまでの紛争の背景から理性的、合理的に話ができない場合があるので、回数を決めてもそうはいかないことが多くあり、家事調停の場合はそういった紛争の背景をひとつひとつ丁寧に見ながら審理を進めていくことが重要になってくるといことで、審理期間が長びく面もあろうかと思われます。

■ また、面会交流の調整に時間がかかることもあって、長くなっていることも考えられます。

□ 面会交流の事件は、親同士の根深い背景があつたり、相手方に子供を会わせることに心理的な抵抗があつたりして、調整が困難であり時間がかかっている案件が多いかと思われます。

先程の説明やこの場でのお話をお聞きになられて、家事調停の使いづらさ、あるいは使いやすさ等で感じられる点をお聞かせ願いたいと思います。

○ 家事調停において、話し合いを同席で行う場合、別々に聞く場合、いずれも相手に伝えていいかを確認をしながら進めていくという手法は、非常に参考になりました。また、裁判官と調停委員が連携して手続を進める点は、我々が専門家や関係機関と連絡を取りながら対応に当たる点と似ているとも感じました。家事調停の申立てをどんな時に活用していくことが可能なのかもっと一般に知られば、家庭での問題を抱えている方への対応の仕方が変わったり、私自身、若い世代に伝えることもできたと思ひました。

□ 委員が言われたことは、国民のニーズを踏まえて、家事調停がどのような形で活用できるのか広報の在り方への問題提起と理解しました。

裁判所は、紛争解決の国家機関として位置づけられております。裁判官が解決をする民事裁判や刑事裁判とは違つて、家事調停は、調停委員会が当事者双

方に意見を出して、双方が自主的に歩み寄って納得して紛争を解決する手続とご理解いただきたいと思います。来年は、調停制度発足から100周年となりますが、これまでの社会情勢の変化や、価値観の変化によってニーズは変わることがあり、裁判所は国民の皆様がどのような家事調停制度を利用したいかを知り、変えていくことが必要になります。

- 今回、初めて裁判と家事調停の違いが理解できました。離婚の裁判で、親権については、子どもの意思は関係ないのでしょうか。
- 一定年齢になると法律上意見を聴く必要がある、またはその必要がない場合でも、現在の離婚裁判手続では、子どもの意思を踏まえて、家庭裁判所調査官がどちらに適格性があるのか等を調査した結果で、最終的に、裁判所が子どもの福祉の観点から決めることとなります。
- 難しいかもしれませんが、消費生活センター「188（いやや）」や児童虐待相談の「189（いちはやく）」等分かりやすい電話番号があれば、相談を受けた時に案内がしやすいかと思います。

相談しやすい窓口が宣伝されれば良いと思うのと、調停手続にかかる費用が安いとのことですので、そこもアピールしていただいているのかなと思います。

- 一般の離婚調停であれば、印紙代1200円と相手方に書類を送付する切手代が費用になります。遺産分割調停でどんなに財産があったとしても、印紙代は1200円です。子どもの養育費になれば、ひとり当たり1200円となります。訴訟手続に比べるとかなり低廉になっています。ただし、弁護士の費用は裁判所とは別です。
- 国民のニーズという面では、やはり迅速性が一番ネックになっている気がしています。家事調停の申立てをしてから、最近では第1回期日まで1か月以上かかっているのが、それが、早く解決したいという国民のニーズにマッチしていないということではないのでしょうか。ただ、離婚の相談を受ける中で、早く終わりたいから家事調停ではない方法をとりたいと言われる時に、私は、必ず

しも家事調停をした方が時間がかかるわけではないというアドバイスをよくします。家事調停の迅速性は大事ですが、対立があればある程度の時間がかかることも仕方ないことです。とはいえ、第1回期日がもう少し早くなればニーズとしてはマッチするのではないかと考えています。

同席しての説明の関係ですが、顔を合わせるとどうしても感情が高まるので、私は、家事調停は顔を合わせないからいいと思っています。また、弁護士費用についてですが、法テラスとって、費用を立て替えてくれる国の機関をうまく利用するといいと思います。ただ、家事調停は代理人（弁護士）をつけなくても利用できる制度なので、費用の点はあまり気にする必要はないと考えています。

- 双方弁護士がついている、申立人、相手方の片方のみについている等様々ですが、弁護士がついている、ついていないに差はありません。ついていない側に法的な助言を行うこともありません。相手方に弁護士がついているから自分もと思われる場合は、費用の問題もありますので、先程言われた法テラスの利用を検討いただければと思います。

#### (7) 次回の予定

地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会合同開催

日 時 5月10日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

テーマ 裁判所の広報活動について